

議会だより

第170号

令和4年5月



各学校で入学式を挙行!!!

4月6日、明和・乙部小学校、乙部中学校で入学式が行われました。

入学された児童・生徒さん方のこれからの学校生活が、楽しく、実のあるものになることを期待しております。

- 第1回定例会で審議して決まったこと……P. 2
- 一般質問……P. 4
- 議会のうごき……P. 12

第1回 乙部町議会定例会



令和4年度各会計予算などを可決

第1回定例会

令和4年第1回乙部町議会定例会が3月9日に招集され、会期を9日間と決めました。今定例会は令和4年度一般会計予算などの提出案件が計30件あり、いずれも原案のとおり可決しました。また、町長から令和4年度町政執行方針、教育長から令和4年度教育行政執行方針が示され、3月16日閉会しました。

審議して決まったこと

専決処分

追加し、総額を43億8029万4千円としました。

減額し、総額を5億9453万6千円としました。

令和3年度乙部町一般会計補正予算 (第7回)

歳入では、普通交付税の追加、歳出では、除雪業務委託料の追加を行い、歳入・歳出それぞれ2000万円を追加し、総額を41億7399万4千円としました。

令和3年度乙部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2回)

歳入では、前年度繰越金の追加など、歳出では、財政調整基金積立金の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ706万4千円を追加し、総額を5億4490万円としました。

補正予算

令和3年度乙部町一般会計補正予算 (第8回)

歳入では、普通交付税の追加など、歳出では、障害者自立支援給付費の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ2億630万円を

令和3年度乙部町介護保険特別会計補正予算 (第4回)

保険事業勘定の歳入では、介護給付費負担金の減額など、歳出では、地域密着型介護サービス給付費の減額などを行い、歳入・歳出それぞれ48万4千円を

令和3年度乙部町簡易水道事業特別会計補正予算 (第4回)

歳入では、公営企業会計適用事業分の減額など、歳出では、消費税納付金の減額などを行い、歳入・歳出それぞれ409万6千円を減額し、総額を1億4405万3千円としました。

■令和3年度乙部町公共
下水道事業特別会計補正
予算 (第2回)

歳入では、一般会計繰入金の減額など、歳出では、公営企業会計適用業務委託料の減額を行い、歳入・歳出それぞれ499万3千円を減額し、総額を1億4195万2千円としました。

■令和3年度乙部町漁業
集落排水事業特別会計補
正予算 (第2回)

歳入では、一般会計繰入金金の減額など、歳出では、公営企業会計適用業務委託料の減額などを行い、歳入・歳出それぞれ240万5千円を減額し、総額を3081万8千円としました。

■令和3年度乙部町国民
健康保険病院事業会計補
正予算 (第5回)

収益的収入では、感染症病床確保促進事業費補助金の追加など、収益的支出では、診療材料費の追加などを行いました。

資本的収入では、消防

設備等改修事業分の減額など、資本的支出では、消防設備等改修工事の減額を行いました。

条例の改正

■乙部町個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護の保護に関する法律及び独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報保護法に統合されることから、一部を改正しました。

■乙部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が審議されており、可決される見込みであることから、一部を改正しました。

■乙部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

■乙部町長、副町長及び

教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例

■乙部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院で、国家公務員の期末勤勉手当について減額する勧告をし、閣議決定され、改正給与法が可決される見込みであることから、職員並びに議員及び特別職の期末手当につきまして同様の措置を講ずることとし、一部を改正しました。

■乙部町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

■乙部町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

乙部町会計年度任用職員の期末手当について、読み替え規定により独自の支給率(固定制)の規定を設けておりましたが、人事委勧告により一般職員及び再任用職員と整合性が取れない状況になること

から、第1号会計年度職員は再任用職員の支給率、第2号会計年度職員は一般職員の支給率と合わせるため、一部を改正しました。

■乙部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、施行されたことから、一部を改正しました。

■乙部町営住宅管理条例の一部を改正する条例

民法の一部を改正する法律により、成年となる年齢の引き下げが施行されることに伴い、一部を改正しました。

条例の改正

■乙部町青空市場設置条

例の廃止

青空市場の老朽化により使用に耐えない状況にあることから、用途廃止をすることを決定し、廃止条例の制定をしました。

■乙部町組織培養センター条例の廃止

組織培養センターの使用目的が完了したため、用途廃止をすることを決定し、廃止条例を制定しました。

教育長の選任

■乙部町教育委員会教育長の選任

令和4年3月31日をもって杉江前教育長が退任したことから、その後任について品野肇氏を選任しました。

意見書を採択

次の意見書案を可決し、内閣総理大臣をはじめ、関係省庁へ送付しました。

■令和4年度の米政策に関する意見書

決議

■ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

諸般の報告

第1回定例会において、会議に先立ち、議長から次の事項について報告がなされました。

● 檜山広域行政組合議会に関する事項

● 系統議長会関係に関する事項

● 監査委員からの例月出納検査報告

● 議会行事報告



令和4年度 予算を可決

令和4年第1回定例会に、令和4年度一般会計をはじめ、各特別会計予算が提案され、予算審査は議長を除く議員全員による予算特別委員会(田中義人委員長)を設置し、委員会に付託、慎重に審査を重ねた結果、原案どおり可決し、本会議に報告しました。

一般会計では、倉持篤議員、安岡美穂議員が賛成討論を行い、全ての会計予算が原案どおり可決されました。

予算の詳細につきましては「広報おとべ」5月号に掲載されていますので、省略します。

一般質問

第1回定例会では田中議員、倉持議員、澤田議員、安岡議員の4名が質問に立ち、町政に対する考え方を質す、計7項目の質問がありました。

1 持続可能で活力ある「まち」づくりと地域経済の活性化について

- ① 地域振興策と経済の活性化について
- ② 地方創生交付金事業と福祉施策の在り方について

田中義人 議員



質問①

コロナ禍の中で地域経済や町民生活が大変、厳しい環境の下で、町行政と私達議会が一体となり、地域の活性化と町民福祉の増進に取り組んでまいりました。が、さらなる取り組みが急務であると認識しているところであります。

新しい年を迎えてからもアルファ・ベータ・ガンマ・デルタそしてオミクロン株と変異株が置き換わ

課題であると認識をしているところですが。

人口が減少することに伴い、人・物・金などといった行政資源が乏しくなるともされ、いかにして人々が住みやすく、心豊かに暮らせる「まち」づくりをすることが求められているところでもあります。

また、昨年6月上旬には国道229号線館浦地区での岩盤崩落が発生し、通行止め期間も長期化する見通しから、様々な形で町民生活にも計り知れない影響があるともされています。

町はこのような事態を打開するため、相乗タクシーの実証をはじめ、迂回路を利用することでの経済的負担を軽減する支援策やタクシーやバスの利用で利用できるプレミアム付商品券の販売などの施策を実施されていることは周知のとおりであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、国道の経済支援策の波及効果が行き渡っていない実

態から、地域経済を活性化するため個人消費意欲を喚起し、疲弊する地域経済を下支えする施策が急務と考えるが、町長の考えを伺います。

答弁者
寺島町長

コロナ禍の現在、観光客や帰省される方々をはじめ、町外から訪れる人、町内においても日常生活を含め様々な行事等が縮小・見合されている状況が消費喚起の原動力とならずの人の流れを抑制しております。

また、国道229号館浦での岩盤崩壊による通行止めの影響で迂回を余儀なくされていることも、人の流れに大きな負担を強いております。

加えて、最近のガソリン灯油価格等の高騰、食料品・生活用品等の相次ぐ値上げの状況下でもございます。

以上のことが消費意欲

を抑える、或いは減退させていると認識し、町ではこの2年間を通し、国・道のコロナ感染対策と併せて町独自の感染症への様々な対策を講じてまいりました。

その中で生活支援、事業継続、消費喚起の目的が相まっておりますが、経済対策といったしましては議会、関係団体、町民皆様のご理解とご協力をいただいて事業継続支援金、中小企業融資制度の拡充、農漁業生産向上対策補助金、農漁業経営維持安定対策事業、事業者等予防対応及びアフターコロナ対策補助金、町民定額給付金、3回に渡るスマイル商品券給付、感染症対応住宅リフォーム助成、冬期生活支援給付等、総額2億2000万円を超える規模の事業を実施いたしました。

さらには拡大防止対応での消耗品購入につきましても町内事業者からの購入に努めてまいりました。

一方、国道229号通行止めの影響に係る経済対策といたしましては、交通支援プレミアム商品券の販売、事業者支援助成金、融資制度保証料・利子補給を実施しております。

現在のところ、およそ3600万円程の事業費となっております。

これらの経済対策は一時的な窮状回避を目的とする施策が主となっており、地域の消費喚起の持続にはつながりにくいものとされております。

コロナの収束が見えないことも重なり、事業の効果検証に至っていないのが現状でございます。

ただし、事業者からの見地に立ち、事業基盤を強化することや新規事業投資への支援であるなら、国の支援策を活用するのにも一考、だと捉えております。

国・道の支援事業につきましては、今後も商工会等関係団体との連携を密にし、周知に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は町民皆様のご理解とご協力の下にワクチン接種や感染拡大防止対策が図られておりましたが、当町においても新年から感染者が一時的に増えましたものの、医療機関・関係機関そして町民皆様のご理解のお陰で2月以降は感染拡大が見られない状況であります。

北海道でのまん延防止等重点措置は3月21日までの適用で解除の方向でいること、また、全国的にも新規感染者の発生は鈍化傾向であるということ、そう申し上げながらもさらに感染力の強いステルスオミクロンへの置き換わり等が懸念されることを踏まえ、的確な情報をもって判断し、気を緩めることなく感染防止策の徹底に努めてまいります。

同時に、地域経済の動向にも注視してまいります。

国道229号の恒久対策の早期着工は町民生活の安全安心と地域産業の

振興に直結するもので、町民皆様の総意であると受け止めております。

それ故に事業採択、早期着工を強く要望してまいります。

その工事において、地域経済においては、消費浮揚の波及効果があると感じております。

質問①

国・道の制度を有効活用し、多くの事務事業が執行され、町の行財政基盤が安定確立されているところでありますが、安心安全に住み続けられるまちづくりを推進するため、あらゆる英知を結集し課題の解決に向かって果敢に取り組みをすることが求められていると思えます。

人口減少と高齢化の進展で長寿化は年々進行し「人生100年時代」とされ、かつてない高齢化社会を迎え、日常生活を送れる期間を示す「健康寿命」は2019年で男性で72.68歳、女性で

は75.38歳で平均寿命との差が縮小され、高齢者の社会参加が進んだ結果であると報じられています。

地方創生交付金事業は人口減少の克服と地域経済の活性化を目指す制度として、時の政権が看板政策として掲げ、地方自治体に「地方版総合戦略」「人口ビジョン」の策定を求め、地域の自主的な取り組みを国が支援する新たな交付金制度として創設、身近な事業では、交付金制度を活用し都市の若者が地方に移り住む「地域おこし協力隊」の増員をはじめ、町としても積極的に制度を有効活用し、生活環境基盤の整備に取り組みされています。

しかし町村部では、高齢者ほど地域に住み続けたという願望があると言われていたが、医療や介護サービスに不安を感じているとされ、一層の福祉施策の充実が求められていると認識をしています。

町の総合戦略の中で令和6年には64%の町民の皆さんが安心して住み続けられる数値目標を掲げているが、直近の国勢調査においても依然として人口減少が進み、人を増やそうという発想を転換し、人が減る中でどのような社会形態を構築すべきかが問われていると考えますが、中長期的視点に立脚する施策の在り方について町長の考えを伺います。

答弁者

寺島町長

乙部町では、地方版総合戦略及び人口ビジョンを策定し、人口減少という直面する危機に向き合い、克服に向けた対策を継続的に進めていくこととしており、その施策の一つとして地域おこし協力隊の積極的な活用を行っているのはご質問にあるとおりでございます。

地域おこし協力隊の定

住率は全国で約51%となっておりですが、乙部町におきましては退任後1年以上の定住率は64%となっており就業につきましても、隊員として活動していた団体だけではなく、町内企業に就職するなど長期に渡っての定住が見込まれるものが多く、比較的好調に推移しているものと捉えております。

今後さらに制度を活用し、定住できる環境を充実させていくためには、地域の事業者や生産者など一層の連携を図りながら、幅広い受け入れ先の確保や採用後のサポートの充実を図り、働き甲斐のある定住しやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。

また、福祉施策の在り方の点から申し上げますと、全国的な人口減少が避けられない中、総合戦略においては人にやさしい地域を作り、乙部町の住み続けたいと考える人の割合を増加させるとし

ており、そのためには、田中議員のご指摘のとおり、子育て世帯はもとより、長年に渡って社会に貢献された高齢者の方々が健康で生きがいのある生活を送ることが出来る取り組みを進める必要があります。

そのため、町といたしましては、医療・介護サービス分野においては南檜山メデイカルネットワーク等との医療連携、訪問診療を含む在宅サービス、近所や関係者が高齢者を支える体制構築のほか、その他の分野においても教育環境、災害対応など、様々な課題解決に向けた取り組みを進め、町民皆様が地域の担い手として住み慣れた地域に安心して暮らし、いつまでも元気で活躍し続けられるまちづくりに努めてまいります。

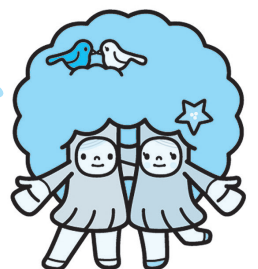
町政はあなたのために

— 議会を傍聴しましょう —

○町議会の定例会は年4回(3・6・9・12月)開催されます。

○町の臨時会は、必要に応じて随時開催されます。

☆☆☆次の定例会は、6月です☆☆☆



質 問

1 成年年齢引き下げによる新成人への影響について
2 水産業振興について

倉持 篤 議員



質問①

2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。

このことにより、2022年4月1日の時点で18歳・19歳の方は新成人となります。

それに伴い、今後の町の対応をお伺いいたします。例年、新成人を祝う成人式が行われており、式典の時期や内容の在り方については、一定の法律による定めはありません。

各自自治体の判断で成人式は行われており、乙部町では8月のお盆時期に開催し、その年度に20歳となる方を対象にしています。成年年齢が18歳に引き下げ後、対象は18歳の方に変わるのか、変わった場合に高校3年生も対象となりますが、成年年齢引き下げ後、初

の成人式は対象となる高校生は成人式での着用品や19歳が対象となる中途半端感など課題があるように思いますが、町の対応策としてどのように考えているのかをお聞きいたします。

また、成年年齢では個人で有効な契約をするこ

とが出来来る年齢という意味があり、親権に服されなくなる年齢という意味もあります。

クレジットカードや携帯電話などの高額な商品購入時のローンを組めるという可能部分に対し、様々なトラブルに巻き込まれる可能性は大きいと感じています。

今後、成年年齢引き下げで起こりうる問題対応では、クーリングオフや消費者契約法、クレジットの契約などについての基

礎知識が身につくような対策は必要と思います。合わせて、これから18歳の成年年齢を迎える保護者もトラブルに巻き込まれてしまった場合等の対処相談窓口などが必要ではないかと思えますが、乙部町のお考えについてお伺いいたします。

答 弁 者

杉江 教育長

成人の日は祝日法により1月15日とされていましたが、平成12年の法律の改正により「1月の第2月曜日」と改められました。

乙部町の成人式も、古くは1月に開催していましたが、新生活運動の高まりとともに服装の簡素化、参加率の向上を図るため、昭和52年から8月14日に行われています。

この度の民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わることになりました。

このことにより、令和4年4月1日からは18歳、19歳に達している方はその日から新成人となります。

成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、対象者は高校生を含むことになり、進学や就職活動など不都合な部分も多く、法施行後初となる令和4年度の成人式は、18歳、19歳、20歳の3世代同時に実施するのといった課題がありました。

20歳は学生や社会に出て間もない若者で、出会うことにより夢や目標をもって互いに刺激し合い、前向きに努力する世代でもあります。

教育委員会としましては、民法では成人の定義は変わりますが、伝統的な行事を守り続けるためにも20歳を迎えた若者が自由と責任を自覚する大切な機会として、「成人式」は重要な節目の儀式であると考え、令和4年度以降も「二十歳の集い」として開催すること

としています。

次に消費問題についてありますが、教育委員会が所管とするところではありませんが、法改正による年齢引き下げについて、教育という観点から基本的な考え方としてお答えいたします。

民法の改正においては、18歳、19歳の若者は、契約を締結する判断能力を有する主体として位置づけられ、親権に服さないこととし、親権者による監護・教育の下から離脱することになりました。

これまで未成年者として保護されてきました。が、将来を担う若者が、社会・経済において積極的な役割を果たすことが期待されているところであります。

しかし、新成人が悪質商法の新たなターゲットになるなど、消費者トラブルの低年齢層への拡大が懸念されています。

このようなことが危惧されることから、国におきましては、昨年4月から消

費者庁など「成年年齢引き下げに伴う消費者教育力」キャンペーンを行っておりまして、新聞・マスクミ等ではずいぶん取り上げられていました。

また、新学習指導要領においては、例えば、小学校家庭科で「売買契約の基礎について触れること」、中学校技術・家庭科におきましては「クレジットなどの三者間契約についても扱うこと」、高等学校家庭科家庭基礎で「契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること」などを規定するなど、学校教育においても消費者教育を行っております。

消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知った上で、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうか、冷静に判断する力を身につけることが大切となります。

乙部町では、消費生活相談員を配置しております。

す。

消費トラブルへの対応を実施しては是非相談し困った際には是非相談していただきたいと思います。

質問①

現在、乙部町は漁港整備事業をはじめ、め栽培漁業の推進、ナマコ・アワビ・ウ

ニといった種苗事業、サケやニシンの稚魚の放流事業、漁場整備のための漁礁の投入と藻場の形成等、様々な施策を行い、漁業振興に取り組んでこられたと思います。

歴代の町政の漁業振興に対する真摯な取り組みにより乙部町の発展がここにあると感じています。近年の日本漁業が抱える魚価の低迷、漁獲量の減少、魚の消費衰退、さらには燃料価格の高騰、漁師さんの高齢化や後継者不足などの問題山積により大きく低迷していると感じています。

時代は進み機械化さ

れ、物にあふれている現代でもやはり乙部町は第1次産業を中心としたまちづくりが今後必要と考えますし、その中でも乙部町が成長発展してきた柱としての漁業について、乙部町の今後の展開を伺います。

・安定した漁業振興の観点から、乙部町では育てる漁業を推進しておりますが、現在の状況と課題、その課題に対するどのような対応をしていくのかお伝えください。

・担い手の育成・確保について町の取り組みや漁業関係者と進めている施策についてお伝えください。

・魚食の普及ではイカやスケソウの漁獲が低迷し、イカについては夏には必ず食卓に上がっていました。今や高級品となっています。

農作物もそうです。が、町民の方からは乙部町の海のものや山のものを乙部町民が食べ

答弁者 寺島町長

られていないという声が多いです。

活気ある港や浜をもう一度取り戻すべく乙部町の強い意志と行動が必要です。

乙部町の今後のお考えをお聞かせください。

ましては、スケソウ等の回遊魚に変わる主な資源としては浜が一体となつて取り組まれており、町では平成23年度から継続的に種苗生産や放流事業に対しての支援を行っております。

サケにつきましては、檜山管内の資源増大を目的として平成28年度から広域対策事業に取り組み、健全なサケ稚魚の生産、適期放流を実践してきた結果、漁獲が徐々に向上してきており、今後の漁獲増加にも期待されております。

近年、乙部町における水産業の現状は主要漁業であったスケトウダラ漁、イカ漁等の回遊資源の低迷が長期化し、極めて厳しい漁家経営を強いられております。

町ではこの厳しい状況を乗り越えるため、ひやま漁協や漁業者で構成する団体が実施する育てる漁業の各種事業への取り組みに対し、支援を行ってきているところであり、その主な魚種といたしましては、ナマコやサケ、ニシン等が中心となっております。

ナマコ関係事業につき

そして、ニシンの放流事業といたしましては平成29年度から檜山管内の広域事業として100万尾放流を継続実施しているところであり、今月8日には乙部町で約100年ぶりとなるニシンの群来が乙部漁港周辺で見られ、放流事業の効果が表れてきているものと推察されるところでございます。

このような取り組みの中、気候変動等の影響が

主要魚種であったスケソウ等の回遊資源の早期回復が期待通り望めないことから、現在取り組んでいる対策をより進めていくことが漁家経営の安定化に結び付く一助になることが出来ると考えております。

また、担い手の育成等についてでございますが、乙部町の漁業者にあつては代々親から子、孫へと引き継がれてきたものがほとんどであります。

浜が豊かな時代ではスムーズに世代交代がなされていくことが自然な流れでございますが、不安定な資源動向下においてはそれもままならないのが現実的などころではないでしょうか。

なお、担い手の育成、確保の施策の取り組みは漁師になりたい方のため北海道が支援し、町も協力しております北海道漁業就業支援協議会があり、情報収集や各種相談等を行っているほか、国の支援制度を活用しなが

ら北海道が運営する漁業研修所で研修を受講できる制度がございます。

技術面の向上といたしましては、このようなものを利用してできるものとなっております。

質問 1 観光資源の活用と人材育成について

澤田 一幸議員



今後につきましては、育てる漁業を中心に推進するために漁協を中心とした各関係機関と連携し、漁業振興に取り組んでいくことが肝要と考えております。

質問①

①全国的にも人口減少、少子高齢化等の過疎化が進む中、いずれは乙部町も財政運営が厳しくなっていくのは明白であると思われま

す。しかしながら、我が町乙部町には海岸部・山間部と多くの観光資源が点在しており、実際に町外の問題や業者等からは、季節に応じてではありませんが場所や見所等を多く聞かれ、町としては今更以上乙部町の魅力を発信していくべきだと思います。

昨年6月、国道229号線の岩盤崩落による通

行止めで、ラジオ等で毎日乙部町と連呼されており、アピールするには良い機会ではないでしょうか。

これから先、人口減少に伴う税収減は免れませ

ん。コロナ禍という、厳しい現状ではありますが、観光という財源を利活用しながら、より一層PRしていくべきと思っております。町長の見解を伺います。

②観光資源の活用に伴い、商工業との連携は必須だと考えております。

様々なイベントを開催する際、例えば商工会

や観光協会等に協力依頼されていますが、商工業のみならずどの分野も若手の人材不足が懸念されており、年齢制限が60歳までの青年部会も実際にあり、近隣の町でも活動休止や解散している商工関連部会も増加しているのが現状であります。

町としては、これからの乙部町を担う若い人材に対して定期的に勉強会や研修会等によるスキルアップを促進する人材育成事業が必要であると考えますが、町長の見解を伺います。

答弁者

寺島町長

澤田議員のご質問の通り、全国的な人口減少、高齢化社会、過疎化の進展につきましても乙部町においても例外ではありませんが、町民皆様のご理解とご協力をいただき、行財政改革を推進し健全財政に努めている

ところでございます。

乙部町内には風光明媚な滝瀬海岸シラフラをはじめ、館の岬、鮪の岬などの海岸線や、縁桂、元和台海浜公園、貝子沢化石公園等の魅力ある観光資源を有しておりますし、活用しきれない観光資源があると認識しております。

広域観光事業等を活用いたしまして多種多様な情報発信を行っていくことを進めていくことは勿論ですが、乙部町としての観光資源のPRにつきましまして、昨年末から「宿泊者誘致PR事業」としてテレビやラジオを媒体としたプロモーションを実施しているところでございます。

これまで宿泊施設や特産品の紹介をテレビ番組のコーナー及びラジオで1か月間行つてまいりました。

また、今後においては観光客誘致のための動画を撮影し、札幌市地下歩行空間での上映やイン

ターネットでの配信、観光シーズンに向けてのテレビ番組内での旅行・旅企画の放送、観光客誘致スポットCMの撮影および放送、テレビ局ホームページでの特産品のPRなど、メディアを活用したプロモーションを積極的に行う予定でございます。

これらのプロモーションにつきましましては、単に短期的に人を集めるといふ視点ではなく、まずは乙部町の知名度の向上を図ることで町内の特産品等の販路の拡大や町民皆様が誇れる町のPRなど、中長期的に効果が表れるものにと考えておられ、町の観光資源を町内外へ発信しようと考えております。

乙部町の自然、食を含む文化につきましましては、既知の観光資源にしても顕在化していない観光資源にしても、中途半端な手を加えた観光客に受け入れる側の都合を押し付けるのではなく、経済的な価値を求めることを意

図するのであれば自然の景勝地や食事を含む体験メニューの整備、開発改良を進めていくべきだろうと考えております。

しかしながら、観光事業に特化した事業者が少なく、総じて投資額に対する事業効果をどう判断するのか、或いは観光に従事する人材を輩出し雇用に繋げる手法について課題が大きいと捉えております。

その点につきましましては、観光資源の活用に伴う商工業事業者、或いは農漁業、1次産業従事者との連携は必須であると考えております。

特に町内イベントにつきましては、各種産業団体や自治会町内会、社会福祉協議会等多くの方々にご協力をいただき、すべて実行委員会組織により開催されております。一方で、若い方々で構成する団体が立ち上がりましたことを大変うれしく感じておりますし、イベント運営に協力をいた

だくことを視野に入れ、その活動の中での活躍を期待するところでございます。

研修会等による人材育

成団体との連携協議の中で必要性・実現性を見定めて検討してまいりたいと考えております。

質問

1 コロナウイルス感染対策について 2 農業問題について

安岡 美穂 議員



質問①

全国的に年明けからコロナウイルス感染拡大が続き町内においても多く発生し震撼させる出来事となりました。

これまでに無いことに、町長はじめ関係者として医療従事者の方々の労苦、対処、そして献身的な活動がなされ、その行動に感謝いたしております。

誰もが常に手指の消毒、マスクの着用、そしてワクチン接種等々、感染対策をし、お互いに気を付けているはずなのに感染力が衰えず、町内は今のところ落ち着いているものの全道的には減少傾向にあるが、

まん延防止対策の延長が図られています。

① コロナウイルスワクチンの接種は3回目が行われています。

接種希望者の年齢は12歳以上となっており、10歳未満の感染も少なくないことから、接種希望者の年齢の引き下げ（5歳〜11歳の検討が必要でないか）。

② 町独自の支援物資の提供についてであります。

コロナウイルスに感染し、自宅療養を余儀なくされた人への支援については、希望者に北海道が10日分の食料、日用品等

の支援物資が届けられませんが、同時に陽性になった人との濃厚接触者も同様に自宅待機となり、仕事も外出もできない状況になります。

期間は10日間から7日間に短縮されたものの、その対策として町独自で支援物資の提供が必要と思うが如何でしょうか。

③ 濃厚接触者の自宅待機期間の短縮のため、途中でPCR検査は考えられないか伺います。

答弁者

野澤町民課参事

現在、当町においても3回目のワクチン接種が行われており、1月に医療従事者等、2月17日からは65歳以上の方への集団接種を町内4会場で実施しており、3月12日現在の接種率については1,237人の方が接種を終えられ、対象者の約43%が接種を完了しております。

今後も順次接種を進めてまいり、4月16日には希望される町民への接種を完了する見込みです。

①の新型コロナウイルスの5歳から11歳の接種の検討については、こちらについてはすでに準備を進めており、対象の小児の保護者へワクチン接種の意向調査を行い、現在、約40人が積極的な接種を希望している旨を確認し、今月下旬に国保病院での接種を実施する予定です。

また、意向調査の中でまだ接種させるかどうか検討している保護者も一定数いらつしやることも把握しており、接種の意義や効果、安全性についてきめ細かく説明する機会を確保し、保護者の疑問や不安を払拭するように努めてまいりたいと考えております。

また同時に、接種を希望しない小児や保護者が差別や偏見を受けることの無いよう、プライバシーの保護はもちろん広

報等を通じてその啓発を行ってまいります。

次に②の町独自の支援物資の提供についてですが、現在の新型コロナウイルス感染症の取り扱いでは、北海道・保健所がその対応を担っており、市町村では陽性者を把握することが出来ません。

また、濃厚接触者については陽性者自らが職場や学校などに連絡を入れ、その職場等において濃厚接触者の判定を行うこととされており、安岡議員のおつしやる、町が独自に現状の全てを把握し、食料品等の支援物資を提供することは困難と考えております。

ただ、道や保健所、または職場等から陽性者、濃厚接触者への支援を依頼された場合は当然、町として町民に対する支援を行う考えはございません。

それが北海道が行う支援物資の提供を補完する形のものであるのか、或いは買い物代行サービス

のような形態が適切かどうかは検討を要しますが、町民の希望に沿った形のものを検討していきたいと考えております。

また同時に、長引くコロナ禍で、ともすれば希薄になりつつある町民の相互扶助の精神の醸成も期待したいところでございます。

信頼できる親族や友人等の協力を得ることが出来るのであれば困難な状況も乗り越えられるのではないかと考えております。

次に③の濃厚接触者の自宅待機期間短縮のためのPCR検査実施についてですが、厚生労働省からの通知により、濃厚接触者の待機期間については原則7日間という指針が示されております。

また、社会機能維持者いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方については適切な検査を受けることで5日目に解除という形の取り扱いとなつてございます。

これらは科学的知見や専門家の意見を踏まえ、国において定められたことであり、PCR検査等の陰性結果をもってしても独自で待機期間を短縮できるものではありません。感染拡大を未然に防ぐための措置であることをご理解願いたいと思っております。

質問①

町長の執行方針で一次産業をはじめ、地域経済を取り巻く環境は非常に厳しいが、関係機関・団体と連携し創意工夫をもって将来的なそれぞれの産業の在り方を見据えた中で施策・支援を進め取り組むと前向きな考えを述べています。

しかし農業において、政府の今年度予算で「水田活用交付金事業の見直し」に農家は困惑しています。

政府は減り続ける米需要、今で言うところのコロナ禍で外食需要の低迷等々もその通りであります。

それらに対して米需要を奮うミニマムアクセス米の輸入は止めず、国内農家のみ減反・転作を強いて米の生産を抑え需給対策としてきたもので

つまり農家は、政府からの呼びかけに応じて取り組んできたはずなのに豊作を喜べない状況になっていきます。

当町において、このようないふから少なからず営農計画(耕作面積等)に影響を及ぼすことになるのではないかと危惧されますが、町長の所信を伺います。

答弁者

寺島町長

水田活用の直接支払交付金の見直しにつきましては、財務省から「現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が定着している農地を交付金対象から除外すべき」との指摘を受けた事を踏まえ、

5年前の平成29年度に実施要綱において、「畦畔、用水路等を有しない農地を交付金の対象外とする」ことが明確化され、令和4年度から交付対象の条件を厳格化する方針が示されたものであります。これを受け、道農政部では今年度、見直しに係る地域の実態等を精査・検証し、その後、北海道農業協同組合中央会、北海道町村会、北海道等で構成する連絡会議により、課題や対応策を検討してきたところであります。



乙部町においても令和8年度までの今後5年間のうち、1度も水稲の作付が行われていない水田に対しては令和9年度から交付金が支給されないこととなり、次年度以降も同様に水稲と転換作物との5年以内のブロックローテーションが持続されなければ、交付金の支給対象外となります。

牧草地利用の減少要因へと繋がり、耕作放棄地の発生により適正な農地保全が困難となることも予想され、耕作面積の減少や農家経営の悪化が危惧されます。

また、北海道町村会においても今回の交付対象条件を厳格化する方針は「農業者に不安と混乱を招いていることから、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする必要がある」として重要視しており、乙部町といたしましても同調するとともに、交付金の見直しに係る影響をいかに減少できるか、ブロックローテーションの実施可能な有無等の実態把握に努めるなど、乙部土地改良区等の関係機関と連携し、検討していきたいと考えております。

議 会 の う ご き

- R 4. 2.27 栄浜小学校閉校式
- R 4. 3. 2 総務民教常任協議会・委員会 / 議会運営委員会 / 産業建設常任協議会・委員会
- R 4. 3. 4 議員全員協議会
- R 4. 3. 9 令和4年第1回乙部町議会定例会(第1号)
- R 4. 3.11 議会運営委員会
- R 4. 3.15 令和4年第1回乙部町議会定例会(第2号) / 予算特別委員会(1日目)
- R 4. 3.16 予算特別委員会(2日目) / 令和4年第1回乙部町議会定例会(第3号)

議員全員協議会



新年度が始まり、1か月が経過いたしました。新生活が始まった方も、徐々に新しい環境に慣れてくる頃でしょうか。

そんな中ですが、コロナウイルスワクチンも3回目接種が終盤を迎えました。ウイルスとの長い戦いも終わりを迎える兆しが見えておりますので、より一層気を引き締めて体調管理を万全にしていきたいと思います。

今後も、議会の様子を「分かりやすく・読みやすく」をテーマに編集に努めてまいりますので、皆様のご意見等をお聞かせください。

【議会だより編集委員】

委員長 田中義人
副委員長 明石修二
委員 安岡美穂
" 米坂貞男